

第 28 回警察庁会計業務検討会議概要

〔案件 1〕左京警察署本庁舎外 3 箇所通信機器整備等工事

【委員】 二度入札を執行した際のプロセスを教えてください。

【回答】 一度目に入札を執行した際は、四回の再度入札を実施したが、予定価格と入札額に乖離があったため不調となったことから、再度公告の上、二度目の入札を執行した。

一度目の不調後、入札参加者から入札内訳書を徴取し原因の分析をしたところ、積算していた労務費と入札内訳の労務費に乖離があることが判明し、見直しを行った。

【委員】 予定価格の労務費を見直して再度入札を執行したのか。

【回答】 仕様内容及び予定価格を見直した。

【委員】 予定価格の妥当性はどのように検討したのか。

【回答】 一度目に入札した三者はかなり近い金額となっており、積算内訳と乖離していた箇所がいずれも配線工事の労務費だったため、見直しを行った。

【委員】 もともと予定価格を作成する際は、何らかの基準に基づき積算されているのか。

【回答】 材料費や処分費は、一般業者から見積書を受領し積算しており、労務費等については警察庁の積算基準に基づいて積算している。

【委員】 労務費については、基準に基づき積算していたということか。

【回答】 そのとおり。

【委員】 中小企業者に対する労務費等の価格転嫁について、検討の余地はあると思う。
入札の結果、同額の入札書を二者が提出しているが、最終的に落札業者を選定した理由は何か。

【回答】 二者が同額となったのは、一度目の入札時である。

【委員】 労務費の乖離について、具体的に何が乖離していたのか。

【回答】 配線工事における労務費の計上について乖離があった。

【委員】 当初の積算や仕様書が誤っていたということか。

【回答】 誤りではないが、適正な予定価格を積算するため、機器の配線処理や接続に伴う計上を細かく再点検したものである。

〔案件 2〕デジタル映像モバイル伝送システム（2 型）用閉域網回線サービス

【委員】 一者応札で落札率が 100%となっている原因と予定価格を下げる余地はあるか。

【回答】 詳細は把握していないが、人員の確保も一者応札となっている要因の一つとして考えている。

仕様条件が一者に絞られていることはないと認識しているが、一者応札となっているため、公告期間を延ばすことや仕様条件を改めて見直すことを検討している。

【委員】 一者応札は公共調達における談合の疑いを招く原因になるため、他者の参入余地の検討を進めてほしい。

入札資料は受領しているが入札に参加しなかった事業者三者について、個別に聞き取りを行っているところ、その他のうち現実的に履行能力があると思われる者はどの程度か。

【回答】 具体的に何者いるか承知していないが、複数者は参入の余地があると考えている。

【委員】 入札を執行するスケジュールに問題があれば、検討の余地があるのか。

【回答】 現行の契約期間に間を空けずにシームレスに契約する必要があるため、入札時期はある程度決まった時期になると考えている。

【委員】 入札スケジュールについては、やむを得ないということか。

【回答】 現行の契約を早期に解除すると解約料金等が発生するため、基本的には契約満了をもって、新たな契約を締結することが望ましいと考えている。

【委員】 承知した。

予定価格の決定方法について、落札率 100%で端数まで同額というのは違和感がある。予定価格の積算方法が落札業者の見積書となっていると感じるが、他者の参考見積書を受領していないか。

【回答】 今回の契約では、一者のみしか受領をしていない。

今後の契約では一者のみということは避け、複数者から見積書を受領し検討したいと考えている。

【委員】 スケジュールについても、入札公告を早期に貼り出すことでゆとりを持った計画が立てられ融通が効く可能性があるため、検討してほしい。

【回答】 承知した。

〔案件3〕トナーカートリッジ（CT203924）外 25 点

【委員】 年度内に同種契約が三案件あり、それらと本件は何か違いがあるか。

【回答】 トナーカートリッジについてはプリンターの機種等によって契約を分けている。元々は年度当初に単価契約を実施しており、本契約の落札業者と同じ業者が落札しているが、その単価契約の予定数量が超過したため、別途新たに契約した。

【委員】 単価契約において単価が決定しているのであれば、随意契約にならないのか。

【回答】 新たに競争性を働かせるため、総価契約で一般競争入札を実施した。

【委員】 その他二件の同種契約における単価は予定価格より安価に落札しているのか。

【回答】 本契約と同じトナーを契約したものに関しては、予定価格より単価が下がっている。

本契約は、結果的には前回の単価契約を受注した業者が同じ単価で入札書を提出し、同じ単価で契約することになった。

【委員】 本契約は単価契約で単価が決まっているため、価格が下がる可能性はあるのか。

【回答】 結果的な話になるが、市場の物価等の変動に伴い単価が下がることは考えられるため、競争入札を実施した。

【委員】 既製品の調達においてコストを削減できる余地はあるのか。

【回答】 ある程度の数量を求めることで、ボリュームディスカウントを働かせて、一つの単価が下げる要因になると考えている。

【委員】 トナーカートリッジは、純正品でなければ機械が正常に作動しないことや保証がなくなる等が考えられるものだが、純正品以外は仕様として認めていないのか。

【回答】 今回の調達では純正品に限るというわけではなく相当品も可能として条件を付している。

【委員】 相当品とは、リサイクルトナーも含まれるという認識か。

【回答】 そのとおりと認識している。

【委員】 リサイクルトナーの入札があれば、トナーの固定額が変わると思うが、どのように認識しているか。

契約書に同封されている仕様書を確認すると、「プリンター等が支障なく動作することをプリンターメーカーが保証すること。」と記載されており、これは純正品しか想定していないということになり、純正品しか納品できないなら、随意契約等で問題ないのではないかという委員の意見になると考える。

警察庁において、コピー機等を選定する段階で、純正品のトナーのみを使用するプリンターとリサイクルトナーを活用できるプリンターを判断しないと価格は下がらないと考える。

本契約を説明する上で、相当品も認めているという説明ではなく、純正品のみと仕様書で記載しているという説明をする方がいいと考える。

費用を削減する上で、個別用途に応じて仕様を変更する等の観点もあることを指摘し、本件は相当品ではなく純正品が導入条件となっていることを認識してほしい。

【回答】 承知した。次期システムについてプリンターの仕様及び選定について、意見を踏まえ検討していきたい。

〔案件４〕ポリグラフ装置

【委員】 犯罪捜査の中でポリグラフ検査はどういう場面で使用するものか。

【回答】 検査対象者の事件事実に関する記憶の有無を調べる装置であり、事件の捜査の中で得られた情報から、その情報を検査対象者が認知しているか等を判定する検査であり、それを行う装置である。

【委員】 なぜポリグラフを使用してそのような検査を行う必要があるのか。

【回答】 供述の整合性等を確認するため使用している。

【委員】 被疑者が否認をしている場合に、嘘をついているか確認をするために使用しているという認識か。

【回答】 嘘をついているかどうかではなく、その事実について認識があるかないかを確認するために使用しており、必ずしも被疑者に使用するとは限らない。

【委員】 検査結果は鑑定書扱いになるのか。

【回答】 鑑定書を作成している。

【委員】 その鑑定書が刑事手続の中で証拠として提出されて有罪の決め手となった事例はどの程度あるか承知しているか。

【回答】 当該データを持ち合わせていない。

【委員】 一般的に警察はポリグラフ検査の結果を有罪の立証の証拠として提出しているか。

公判において、ポリグラフ検査の鑑定書が有罪の証拠として提出されていることはほとんどないが、警察が多額の予算を使ってポリグラフ検査をする必要性について伺いたい。

【回答】 ポリグラフ装置を使った検査の結果単体で送致及び立証はしていない。

【委員】 警察活動において必須の資機材という認識であると思うが、その必要性をどこで感じているのか伺いたい。

【回答】 本検査によって、捜査が進展したり、新情報を得たりすることが可能で、必ずしも立証に役立てるものが鑑定鑑識資機材ではなく、捜査の進行上必要なものという認識である。

【委員】 検査については、全ての質問にいいえで答えるという方法か。

【回答】 検査方法については、明確に回答することができない。

【委員】 本装置がどれだけ役に立っていて、そのためにどれだけ予算を使用しているかという観点で見ている人もいるため、その必要性については、調達の際に説明できるようにしてほしい。

調達手続きについては、一者応札となっており、その他の案件と同様に複数応札となるよう検討してもらい、本装置の必要性についてよく検討してほしい。

【回答】 補足として、本装置は例えば現場がどこにあるか又は追加で被害者がいないか等の情報も得ることが可能で、それによって捜査が進展する効果があり、事

件を終結させて立証することだけが目的ではないという点は理解してほしい。

【委員】 主に被疑者に使用して、他に被害者がいないかということを確認するという
ことか。

【回答】 必ずしも被疑者と確定した段階で使用するとは限らないため、事件関係者を
検査対象者として事件事実に関する記憶を検査するもの。

【委員】 承知した。

ポリグラフ装置を使用して検査した鑑定書が証拠として提出されないとい
うことは、DNA 鑑定のように証拠として提出するものとは異なり、スペックを
落とし、A者以外の製品でもいいのではないか。

【回答】 ポリグラフ検査の方法については、学術的に認められた方法に基づいて論文
等で公表されているもののため、当庁で基準を変更する等できるものではない
と認識している。

【委員】 現在のスペックを満たせるものはA者の商品のみということだが、それ以外
を使用すると、どのような不都合が生じるか。

【回答】 科学的に証明された方法で、有効性が判明した方法を採用すると、本契約の
スペックになり、満たせるものが契約者のみとなっている。

【委員】 他者製品は、ポリグラフとして不適格なものということか。

【回答】 ポリグラフ検査は警察庁や防衛省等の捜査を行う機関で活用されているもの
で、一般で使用するような電極を集めソフトウェアを回収すれば適するよう
なものは基準を満たしていない。

【委員】 警察庁等で使用できるポリグラフはA者のみということか。

【回答】 世界的に見れば、他のメーカーもあるが、日本と異なる基準が採用されてい
たり、日本語に対応していない等の問題あり、本契約ではA者のみとなってい
る。

【委員】 日本で使用できるものがA者のみということは一者応札となることも仕方な
いと思うが、予定価格について適切な積算ができるよう検討してほしい。

【回答】 承知した。

【委員】 日本で使用できる装置が契約業者しかないのであれば、随意契約で契約し、
価格交渉をする等に労力を割くべきではないか。

一般競争入札を実施する理由は何か。

【回答】 指摘のとおり、過去の入札状況を確認すると、同じ業者が落札しており、今
後は、公募の契約方式に切り替え、価格交渉を行うことなど検討する。

〔案件５〕熊対応防護資機材

【委員】 ジャケットの仕様条件は、他者も製作可能なものか。

【回答】 仕様を満たす既製品は一者のみだが、他者も改造等行えば、製作できるものと認識している。

【委員】 入札資料を受領している者の中に、防弾防刃ベスト等を警察に納品している者はいるか。

【回答】 そのとおり。

【委員】 契約業者のホームページを確認したところ、「特殊装備品の開発及び製造を行っているが、機密保持の関係で掲載できないため、問い合わせほしい。」と記載されており、とても印象的なホームページとなっている。

警察に納品している業者のホームページは、オーダーメイド等が多いため、市販品はないということか。

【回答】 ホームページに掲載している者もあると思われるが、警備関係の特殊装備品等では、機密性が高いため、ホームページやパンフレットで自由に閲覧できる状況ではないと認識している。

【委員】 警察以外の自治体や自衛隊等が熊に対応するジャケットを調達している等の情報は収集しているか。

【回答】 その他自治体が独自で入手していると聞いたことはあるが、調査をしたことはない。ただ、東北の県警察では同じように導入している。

【委員】 警察庁が契約している業者以外か。

【回答】 当庁が契約している業者以外は聞いたことがない。

【委員】 一度導入することで、仕様及び業者が固定される傾向があるため、命を守るために必要な性能がどこまで必要なのかを見極め、仕様を見直し、製造業者を増やすよう声掛けを実施してほしい。

今後は対熊用資機材等の市場が拡大することが想定され、他省庁との連絡も重要である。自衛隊で同じ資機材を調達しているのか。

【回答】 承知していない。

【委員】 他機関と共同調達を実施することでマーケットが拡大し、他業者が参入することが想定されるため、検討してほしい。

県警が独自に導入している状況等は把握しているか。

【回答】 東北の県警察が当庁と同じ業者から導入していることは承知している。

【委員】 仕様条件等は情報共有しているのか。

【回答】 そのとおり。

【委員】 現在の仕様条件であっても、既存の製品を改良改造することで仕様条件を満たすということだが、他者の仕様は鳥獣用等なのか。

【回答】 耐刃ベスト等になり、熊に対応できるか不明だが、改造することで当庁の仕

様条件を満たす製品になると認識している。

【委員】 例えば、ヘルメットは契約業者のみだが、ジャケットについては防刃用のものであれば、契約業者以外の他者製品となっても問題がないのか。

【回答】 今後検討すべき事項と認識している。

【委員】 今回の調達ではヘルメットが一式調達となっており、緊急性が高くやむを得ないと考えるが、今後は、組み合わせでどのような調達方法が、より強度の高いものを安く手に入れられるか等を検討してほしい。

【回答】 承知した。

【委員】 今回の調達した資機材は、夏は装着する警察官の健康に障害がでそうなほど暑そうだが、夏用を造る等の想定があるか。

【回答】 現状の想定はない。特殊な素材でできており、生地の手厚みを薄くすると、熊の攻撃を防げないおそれがあるほかに、熊は春や秋によく出るため、現行のものを装着して対応にあたることとなる。

【委員】 春と秋だから猛暑等を想定する必要がないということか。

【回答】 現時点では身を守る上で最善を尽くしていると認識している。

暑さ対策としては、交代要員を増やす等現場対応にあたる運用を検討し、休憩時間をとる等対応していきたい。

【委員】 新たに調達したもののため、早急に買い替えることは困難だと承知しているが、工事現場等で見るとファン付きジャケット等を導入する等アイデアを捻出しながら調達先を増やすことを検討してほしい。

〔案件6〕白バイ

【委員】 前回も実施したが、変わらず一者応札及び落札率 100%となっているが、改善の目途や他者の参入を増やす工夫等の対応は講じているか。

【回答】 過去に入札参加している業者に対し入札に向けての意思確認をしたところ、検討中との返事を受けているため、将来的に一者応札が改善する見込みはあると認識している。

【委員】 他者が白バイ入札に参入するにあたり懸念事項となっている事項はあるか。

【回答】 基本的にはないと認識しているが、各メーカーはどのベース車両で白バイを造るのかというところで頭を悩ませていると聞いている。

【委員】 車両は装備を担当するメーカーが車両を購入して装備を付けていると聞いているが、バイクの場合、バイクメーカーが製作しない限り困難か。

【回答】 バイクを専門に架装している業者は把握できていない。

【委員】 メーカーからの自主的な参入を待たざるを得ないということか。

【回答】 そのとおり。

【委員】 前回検討会を実施した際に、白バイは重量があるため、ある程度の排気量が

必要と話があったと思うが、一定の距離を何秒間で走行できないといけない等仕様があるのか。

【回答】 仕様上では、数値的な仕様は設けていない。

動力性能、馬力及び加速性能等は排気量に比例する部分があるため、仕様上 900cc 以上と条件を設けている。

【委員】 900cc 以上という仕様条件の場合、900cc の車両が安価になるか不明だが、1,100cc を導入しているというのは、既存の車両で適切な 900cc がないということか。

【回答】 契約業者において、900cc の適切な車両がないと認識している。

海外製車両だと 900cc 付近のバイクもあるため、900cc 以上とすることで参入の間口は広がっていると認識している。

【委員】 白バイは、1,100cc のみか。

【回答】 現在は、旧型の 1,300cc と現行の 1,100cc の二種類になる。

【委員】 諸外国では、電動や小型の緊急走行用二輪車があると思うが、日本では 400cc 等の小型車を整備できないのか。

【回答】 交通取締り用と位置づけ整備しているため、一定程度の動力性能が求められているが、必要な動力性能が満たせるのであれば、決して 900cc にこだわる必要がないと認識している。

【委員】 動力の世界も日々変化しているところ、新しい進化を応用し、運転をする運転手に危険が少ない車両を選定することが重要であり、より良い車両を選定してほしい。

委員講評

【委員】 一者応札及び落札率 100%あるいはそれに近い案件が多数見受けられている。

理由があることは承知しているが、談合等を疑われる可能性もあるため、背景を調査した上で、入札参加者の拡大や競争性の確保に努めてほしい。

一者応札が避けられない案件は、無理に競争入札をせず随意契約に移行し、価格交渉を実施するなど、柔軟な対応を検討してほしい。

【委員】 警察庁は特殊装備が多く、競争入札を実施することが困難な背景があることは承知している。

落札率 100%の入札が続くことで疑念を持たれることもあるため、やむを得ない場合は随意契約に移行すること、同年度に複数回同じ物品を調達する場合に落札率が異なることがあれば、すぐに説明できるよう準備することで透明性が高まるので、引き続き検討してほしい。

【委員】 一者応札については日々改善の努力をしてほしい。

ポリグラフ装置等資機材は、一般的になぜそれが調達されているか、警察活

動の中における必要性及び有益性等調達の合理性とは別の観点に関しても説明できるようにしてほしい。

弁護士等敵対的な発言をするものがある場合もあるため、油断せず説明を準備をしてほしい。

本日は、あえて意地悪な質問をしたが、決して悪意はないため容赦してほしい。